

平成28年7月22日

各 位

大阪信用金庫

## 大阪労働局との「働き方改革にかかる包括連携協定」の締結について

～ 労働局と金融機関との協定は全国初 ～

～ 大阪府内の労働者の働き方改革・地域振興等に協力 ～

大阪信用金庫（理事長 樋野征治）は、このたび大阪府内の労働者の働き方改革・地域振興等について、大阪労働局と連携して推進するため、「働き方改革にかかる包括連携協定」を締結いたします。

大阪労働局では大阪における働き方改革の推進のため、地方公共団体や労使を交えて話し合いを行うなど、様々な取組みを行っておられます。一方、大阪信用金庫では中小企業専門の地域金融機関として、地元大阪の中小企業をはじめ地域経済の活性化のため様々な取組みを行っております。本協定は、この両者が緊密な連携を図ることで、中小企業等における働き方改革、労働生産性の向上に取り組んでいくことを目的に締結するものです。

協定締結式は下記の要領で執り行いますこととお知らせいたします。

なお、取材にお越しいただける場合は、恐れ入りますが、事前にご連絡くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時

平成28年8月2日（火） 11：00～11：20

2. 会 場

大阪信用金庫 本店

大阪市天王寺区上本町8-9-14

3. 出席者 （※出席者は変更になる場合があります。）

厚生労働副大臣 とかしき なおみ

大阪労働局長 苧谷 秀信（おたに ひでのぶ）

大阪信用金庫 理事長 樋野 征治

以 上

<お問い合わせ先>

大阪信用金庫 経営企画部（担当：高橋）

TEL：06-6772-1524 E-mail：keiki@osaka-shinkin.co.jp

## 大阪信用金庫と大阪労働局との包括連携に関する協定書（案）

大阪信用金庫（以下「甲」という。）と大阪労働局（以下「乙」という。）とは、相互の連携強化を図ることで大阪府内の労働者の働き方改革・地域振興等を推進するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙がパートナーとして、対話を通じた密接な連携により、大阪府内の労働者の働き方改革を推進することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲乙協議の上、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1）労働者の処遇の改善、ワーク・ライフバランスの推進その他の働き方改革に関すること。
- （2）雇用の促進及び安定に関すること。
- （3）人材育成に関すること。
- （4）多様な働き方に関すること。
- （5）労働生産性の向上に関すること。
- （6）乙の施策のPRに関すること
- （7）その他本協定の目的に沿うこと

2 甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上決定する。

### （協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （協定の解約）

第4条 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

### （疑義の決定）

第5条 この協定に定めのない事項またはこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成28年8月2日

甲：大阪府大阪市天王寺区上本町八丁目9番14号

大阪信用金庫

理事長 (自著) 印

乙：大阪労働局

代表者 大阪労働局長 (自著) 印